

【別表(罹災)】

〈焼失および損壊〉

罹災の程度		住居区分	給付額
全焼・全壊・流失	住居の滅失	持家	600,000
		借家	300,000
		社宅・寮	150,000
半焼・半壊、 概ね1階天井まで浸水	住居の破損が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもの。	持家	300,000
		借家	150,000
		社宅・寮	70,000
一部焼失・損壊、床上浸水 (A)	半焼・半壊には至らない程度の住居の破損若しくは床から概ね1m程度の浸水で、一時的に居住ができない程度の住居の破損。	持家	200,000
		借家	100,000
		社宅・寮	50,000
一部焼失・損壊、床上浸水 (B)	一部焼失・損壊(A)には至らない程度の住居の破損若しくは浸水により、一時的に居住困難な程度の住居の破損	持家	100,000
		借家	50,000
		社宅・寮	20,000

その他、理事会が見舞金を贈ることが適当と認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の基礎部分に重大な損失があった場合の床下浸水 ・消火活動による冠水被害 ・豪雨によるがけ崩れや河川の氾濫などの災害のため立退命令を受け住居の移転を要する場合。 ・その他 	その都度 決定
-----------------------------	--	---------

〈住居区分の定義〉

持家: 自己または2親等以内の同居家族が所有する家屋

借家: 自己または2親等以内の同居家族が賃借する家屋

社宅・寮: 社有または借上の社宅・寮

～参考～

1親等・・・本人と配偶者の両親や子供

2親等・・・本人と配偶者の祖父母、孫、兄弟

〈改定日〉

H24年 10月 1日